

[平成 23 年 7 月 1 日] 会員の広告等に関する規則 一部改正

《106 ページ》

新	旧
<p>(表示義務)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会員の企業情報は、会員の本店、支店その他の営業所若しくは事務所又はホームページ及び本会のホームページで開示されている旨</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正は、平成23年7月1日から施行する。</p>	<p>(表示義務)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会員の企業情報は、会員の本店、支店その他の営業所及びホームページ並びに本会のホームページで開示されている旨</p>

[平成 23 年 7 月 1 日] 会員の広告等に関する指針 一部改正

《110 ページ》

新	旧
<p>2. 広告等の表示事項について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規則により表示が義務付けられている事項</p> <p>① 会員の顧客相談窓口及び<u>本会</u>の相談センターの所在地及び電話番号（規則第4条第1号）</p> <p>② 会員の企業情報は、会員の本店、支店その他の営業所若しくは<u>事務所又はホームページ及び本会のホームページ</u>で開示されている旨（規則4条第2号）</p> <p>③ (略)</p> <p style="text-align: right;">平成23年7月1日改正</p>	<p>2. 広告等の表示事項について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規則により表示が義務付けられている事項</p> <p>① 会員の顧客相談窓口及び<u>日商協</u>の相談センターの所在地及び電話番号（規則第4条第1号）</p> <p>② 会員の企業情報は、会員の本店、支店その他の営業所及び<u>ホームページ並びに日商協のホームページ</u>で開示されている旨（規則4条第2号）</p> <p>③ (略)</p>